第155回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成26年6月16日(月)10:00~12:00 県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1)委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員川添委員、渡邉委員、柳委員

(2)事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1)「(仮称) ドラッグコスモス広川町店」に係る新設届出について
- (2)「(仮称) ドラッグコスモス甘木インター店」に係る新設届出について
- (3)「(仮称) ドラッグコスモス大川一木店」に係る新設届出について
- (4)「(仮称) ドラッグコスモス那珂川店」に係る新設届出について
- (5)「(仮称) アスタラビスタ柳川店」に係る新設届出について
- (6)「アスタラビスタ太刀洗店」に係る新設届出について
- (7)「ゆめモール柳川」に係る新設届出について

4 議事要旨

(1)「(仮称) ドラッグコスモス広川町店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(2)「(仮称) ドラッグコスモス甘木インター店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3)「(仮称) ドラッグコスモス大川一木店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の 概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目 の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4)「(仮称) ドラッグコスモス那珂川店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出につい

て大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5)「(仮称)アスタラビスタ柳川店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から下水処理状況や雨水対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(6)「アスタラビスタ太刀洗店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から商品搬入口について、騒音予測地点について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(7)「ゆめモール柳川」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域に おける生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から荷さばき施設の位置、荷さばき車両の動線、排水処理、出入口の標識、自転車の安全対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。